

一般社団法人KISA2隊 役員等の報酬規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人KISA2隊（以下「法人」という）定款第26条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、週3日以上法人の業務に従事する者で法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう。

第3条（報酬等の支給）

役員には、その職務遂行の対価として、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員への報酬等は、報酬及び賞与とする。
- 3 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、退職手当を支給することができる。

第4条（報酬の額の決定）

常勤役員のうち理事の報酬額は、別表1「常勤理事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。2 当法人は、理事会の承認を得て、前項の規程の範囲内で常勤の理事の報酬の額を決定し支給することができる。3 監事の報酬額は、別表1「監事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。4 当法人は、前項の規程の範囲内で監事の報酬の額を決定し支給することができる。

第5条（報酬の支払方法）

役員に対する報酬は、当月分を翌月の25日に支給する。なお支給日が休日に当たるときは、その前日に支給するものとする。

- 2 報酬は、その全額を、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条（通勤手当）

常勤役員等には、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

第7条（報酬等の日割計算）

新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

第8条（端数の処理）

この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第9条（改 廃）

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

第9条（補 則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、2023年3月1日から施行する。

改訂：

2024年9月1日

別表 1

常勤理事の報酬額	1200万円以内
監事の報酬額	50万円以内